

## 第12期（令和4年春）福博花しるべ企画運営業務委託に係る提案競技 公募要領

### 1 目的

本公募は、博多駅と天神を結ぶ沿道等を、チューリップを主とする花で修景しながら、来街者をおもてしすることで、都心の魅力と回遊性を向上させ快適な歩行空間を演出するとともに、市民や企業との共働を通じ、花と緑によるまちづくりに関する継続的な活動を実現するため、効果的で工夫を凝らした企画・運営ができる事業者の選定を行うことを目的としている。

本事業の実施にあたっては、現在、博多駅や天神エリアで進行中の天神ビッグバンや博多コネクティッドなどのプロジェクトや区役所庁舎の建設・改修などの状況、またコロナ下でのイベントのあり方などが変化している状況への対応が必要となる。

このような中、市民や企業との花と緑によるまちづくりの機運を醸成し、取組みを定着させていくには、単年度に留まらない長期的かつ多面的な観点を持って事業を進める必要があるため、選定した事業者の各年度における事業実績について、良好に運営がなされていることが「福博花しるべ実行委員会」（以下、「実行委員会」という。）にて認められた場合は、最長3年間の期限として再契約を行うこととしている。

### 2 履行場所

福博花しるべ実行委員会事務局

（事務局所在地：福岡市 住宅都市局 花とみどりのまち推進部 一人一花推進課）

### 3 業務内容

「福博花しるべ」の主な業務内容は以下①～④のとおりであり、詳細については【別紙1】「第12期（令和4年春）福博花しるべ企画運営業務委託の業務内容」を参照すること。

- ① チューリップロード（チューリップ等による花修景）
- ② 一人一花スプリングフェス（市民、企業、大学等の様々な主体と共働で行う春の祭典）
- ③ 連携企画（花の最盛期である春までの福博のまちを花で盛り上げるための、様々な主体と連携して行うコラボ企画）
- ④ 広報（福博花しるべ事業及び一人一花運動を広く周知させ、一人一花運動への参加のきっかけとなる戦略的な情報発信）

### 4 スケジュール

公募開始	令和3年7月9日（金）
説明会申込締切	令和3年7月14日（水）15時
説明会	令和3年7月16日（金）15時より
質問書提出期限	令和3年8月3日（火）17時まで
質問書回答期限	令和3年8月5日（木）
参加申込締切	令和3年8月9日（月）17時まで
参加辞退届提出期限	令和3年8月10日（火）17時まで
提出書類提出期限	令和3年8月16日（月）17時まで
提案競技審査会	令和3年8月20日（金）（予定）
審査結果通知	令和3年8月23日（月）（予定）

## 5 説明会

説明会への出席がない場合はこの提案競技に参加することができないため、参加希望者は必ず出席すること。

また、説明会の出席の際は、第12期（令和4年春）福博花しるべ企画運營業務委託に係る提案競技の公募要領等の関係書類を持参すること。なお、出席者は1団体2名までとする。（公平性を期すため、説明会後の個別の問い合わせには応じられない。）

- (1) 日時 令和3年7月16日（金）15時～（1時間程度を予定）
- (2) 場所 福岡市役所 北別館5階会議室（福岡市中央区天神1丁目10番1号）
- (3) 説明会参加希望者は、「(様式1) 説明会参加申込書」を、Eメールにて7月14日（水）15時までに提出すること。（Eメール：hitorihitohana.HUPB@city.fukuoka.lg.jp）  
（上記期限までに申込書を提出しない場合は説明会に参加することができない）

## 6 質疑

提案を行うにあたっての質問事項については、令和3年8月3日（火）17時までに「(様式2) 提案競技質問書」に記載の上、以下のアドレスにEメールで送付し、質問書を提出した旨を電話で連絡すること。

質問に対する回答は、受付後3営業日以内に福岡市ホームページで回答する。（公平性を期すため、上記期限以降の個別の問い合わせには応じられない）

- (1) 質問書提出先  
福博花しるべ実行委員会事務局  
（福岡市住宅都市局花とみどりのまち推進部一人一花推進課） 担当：大屋、小山  
Eメール：hitorihitohana.HUPB@city.fukuoka.lg.jp 電話番号：092-711-4424
- (2) 回答の掲載場所  
福岡市ホームページ>創業・産業・ビジネス>入札・契約・公募>契約情報（契約課以外の入札、提案競技・指定管理など）>各所管課が公募する競争入札、提案競技等>質問と回答

## 7 参加資格

次の各号に掲げる資格（以下「参加資格」という。）を有する者でなければこの提案競技に参加することができない。

- (1) 法人格を有する団体であること。
- (2) 福岡市に本店、または支店・営業所等を有していること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- (4) この提案公募の開始の日から最優秀提案者決定の日までの間に、本市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。

※措置要領が掲示されているホームページアドレス

(<https://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/files/sotiyo.pdf>)

- (5) この提案公募の開始の日から最優秀提案者決定の日までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- (6) 市町村税を滞納していない者であること。

- (7) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (8) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (9) 福岡市暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものでないこと。
- ※ 最優秀提案者に選出された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当した場合又は本市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。
  - ※ 複数の事業者で構成する共同企業体（以下「JV」という。）として参加する場合は、すべての構成員が参加資格を有する必要がある。
  - ※ JVとして参加する場合は、構成員のすべてが、その他の提案者及びJVの構成員となることはできない。

## 8 参加申込

参加を希望される場合は、「7 参加資格」を確認の上、以下の書類を提出すること。

なお、「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登載されている者であり、当該登載の有効期間内にこの提案公募の開始の日又は提案競技参加申込期限日が含まれている者にあつては、②～⑦の提出を免除する。

### (1) 提出書類（①～⑦の原本を各1部提出すること）

- ① （様式3）提案競技参加申込書
- ② 登記事項証明書  
法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること（履歴事項全部証明書でも可）
- ③ 市町村税を滞納していないことの証明書  
福岡市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金（本税及び延滞金等）に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。
- ④ 消費税及び地方消費税納税証明書  
本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。  
証明書の種類は「納税証明書（その3）」を選択すること。  
（「その3の2」「その3の3」でも可）
- ⑤ （様式4）誓約書  
様式4に、代表者の所在地、商号又は名称、代表者役職名、氏名を記入し、印鑑は実印を使用すること。
- ⑥ （様式5）役員名簿  
様式5に、代表者及び役員の名、フリガナ、性別、生年月日（元号表記）を記入すること。この情報は、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会

することに使用する。

役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう。（監査役、監事、事務局長は含まない。）

⑦ 直近の決算 2 年分の財務諸表の写し

直近決算 2 年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出すること。

**【留意事項】**

※ 必要に応じて追加資料の提出を求められることがある。

※ ②～④については、提出日前 3 か月以内に発行された原本を提出すること。

※ 提出書類のうち、③、④及び⑦について、新たに設立された法人等であり、納税に関する証明書等の提出ができない場合は、「申立書（様式不問）」に当該事実の記載及び押印のうえ提出すること。

※ JVとして参加する場合は、代表事業者を決定し、「共同企業体構成表（様式不問だが、参画事業者名及び押印は必須とする）」を提出すること。なお、代表事業者以外の構成員については、①を除くすべての書類を提出すること。

(2) 提出期限・提出方法

令和 3 年 8 月 9 日（月）17 時まで（土日祝日、及び正午から 13 時までを除く）に、郵送（必着）または持参すること。 ※提出期限以降の提出は、一切受け付けない。

(3) 郵送・持参先

〒810-8620 福岡市中央区天神 1 丁目 8 番 1 号 福岡市役所 4 階  
福博花しるべ実行委員会事務局

（福岡市住宅都市局花とみどりのまち推進部一人一花推進課） 担当：大屋、小山

## 9 参加辞退

参加を辞退する場合は、以下のとおり参加辞退届を提出すること。

(1) 提出書類

（様式 6）参加辞退届

(2) 提出期限・提出方法

令和 3 年 8 月 10 日（火）17 時まで（土日祝日、及び正午から 13 時までを除く）に郵送（必着）または持参すること。

(3) 郵送・持参先

〒810-8620 福岡市中央区天神 1 丁目 8 番 1 号 福岡市役所 4 階  
福博花しるべ実行委員会事務局

（福岡市住宅都市局花とみどりのまち推進部一人一花推進課） 担当：大屋、小山

(4) 留意事項

すでに受理した書類は返却しない。

## 10 提案内容

【別紙 1】「第 12 期（令和 4 年春）福博花しるべ企画運營業務委託の業務内容」を実施するための以下の（1）から（9）の項目を網羅した提案を行うこと。

なお、提案様式については定めのあるもの以外は任意様式とする。

## (1) 福博花しるべ全体の事業計画

- ・当事業を通じて福博エリアが花で盛り上がり、一人一花運動の輪の広がりや定着に繋がるコンセプトと企画構成
- ・提案する企画やイベント相互の関係や連動性
- ・今後3年間での展開策（ロードマップ）

## (2) チューリップロード（チューリップによる花修景）

### ① チューリップによる花修景の立案

- ・花装飾を行う場所や花の数量、仮設花壇の形状等が分かる花修景計画
- ・博多と天神がチューリップをはじめとする花で繋がるための方策
- ・同じ花の数で、最大限見栄えがするための方策

### ② 花修景の実施と維持管理

#### ア 企業協賛による花壇の実施

- ・これまでの協賛企業だけでなく、新たな協賛企業の獲得にもつながる花装飾（博多駅前広場や警固公園など）

#### イ 市民や企業との共働による花修景の準備と実施

- ・様々な主体と連携してチューリップロードを作り上げるための方策
- ・植付けが一過性のイベントにとどまらず、一人一花運動に取り組むきっかけや継続した花づくりに繋がるための方策

#### ウ 回遊性を高める企画

- ・多くの人が、回遊したくなるための方策

## (3) 一人一花スプリングフェス（春の祭典）

### ① 実施期間と会場計画

- ・スプリングフェスの具体的な時期や期間
- ・メイン会場とその他花装飾会場の具体的な場所や箇所数

### ② 多くの人を魅了し、多様な主体が参加できる企画の立案と実施

- ・来場者が花の魅力や花のある空間の良さを体感できるための方策
- ・市民や企業と共にイベントを創り上げていくための方策

### ③ 各会場の配置計画

- ・メイン会場内およびその他花装飾会場内の全体配置計画（花装飾やブース等）

### ④ 花壇コンテストの立案と実施

- ・出展者にとって魅力のあるコンテストとするための方策
- ・多くの人が作品を鑑賞し投票するための方策

### ⑤ 関係者調整

- ・花壇コンテスト出展者が参加する企画会議の内容
- ・関係者調整方法（協議内容や調整方法）

#### (4) 連携企画

- ・様々な主体と連携した企画内容
- ・春の花の最盛期に向け、機運を向上させるための方策

#### (5) 広報

##### ① 既存の広報媒体を活用した発信

- ・当事業を的確に伝えるコンテンツのイメージと発信媒体や発信頻度

##### ② 広報プランの企画・実施

- ・メディアパートナーをはじめ様々な媒体を活用して効果的に発信する企画内容

##### ③ 周知チラシの作成及び配布先等

- ・チラシのデザインイメージと福博花しるべの趣旨を伝えるための方策

#### (6) 協賛企業の獲得計画

- ・企業が積極的に協賛したくなる協賛メニュー
- ・これまでの協賛企業に引きつづき、新たな企業の獲得につながる協賛メニュー
- ・具体的な協賛企業数や協賛金額の見込み

#### (7) 事業スケジュール

- ・計画及び広報に関する事業の準備期間や実施時期などを含む、第12期（令和4年春）の全体スケジュール
- ・第14期（令和6年春）までの3年間のロードマップ

#### (8) 事業収支計画

- ・提案内容を含む本事業の具体的な収支計画（様式7）

#### (9) 事業実施体制

- ・本事業の実施にあたり連携する事業者と、その事業者の役割、担当者名などが明記された具体的な体制図

### 11 提出書類

提案競技に参加する事業者は、以下の①～③を一つにまとめて10部提出すること。

#### (1) 提出書類及び提出部数

※提案書類は、参加事業者名が分からないようにすること。

##### ① 事業提案書

以下の事項に留意し、「10 提案内容」に沿って提案書をまとめ、提出すること。

- ・様式について定めのあるもの以外は、A3サイズ、横版、横書き、片面印刷、フォントサイズは11pt以上とする。（任意様式）
- ・事業提案書の枚数は総数13ページ以内とし、ページ番号を必ず記載すること。
- ・図やイラスト・写真等を使用し、わかりやすい内容とすること。

## ② 過去の類似事業の実績

過去5年間（平成28年度～令和2年度）に実施した当該事業と同種又は類似事業の実績があれば、「(様式8) 同種又は類似業務の実績表」を提出すること。

### (2) 提出期限・提出方法

令和3年8月16日（月）17時まで（土日祝日、及び正午から13時までを除く）に、郵送（必着）または持参すること。

### (3) 郵送・持参先

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号 福岡市役所4階  
福博花しるべ実行委員会事務局

（福岡市住宅都市局花とみどりのまち推進部一人一花推進課） 担当：大屋、小山

### (4) 留意事項

- ・表紙には、市が事前にEメールでお知らせする社名（「A社」など）を右上に記載すること。
- ・提出期限までに提出がなかった場合は、提案競技への参加を辞退したものとする。  
（提出期限以降は、一切受け付けない）
- ・本事業を実施するために必要な経費は、すべて見積書に記載すること。
- ・事業提案書にて提案した内容は、契約を締結した際に責任を持って履行できる内容とすること。
- ・提案書等には、全体にわたって参加者名（事業者名）が分かるような記述を一切しないものとし、やむを得ず記述した場合は黒塗りし判別できないようにすること。

### (5) 提出書類の取り扱い

- ・提案書類の提出後の内容変更は認めない。ただし、明らかな誤字・脱字の場合は、この限りでない。
- ・提案書の提出は、1事業者につき1案とする。
- ・選定された提案は、「福博花しるべ実行委員会事務局」（以下、「事務局」という。）との協議により、選定された企画内容の変更を求めることがある。
- ・提出書類は返却しない。なお、提出書類は、契約に至った場合に使用するほかは、提案審査以外の目的のみに使用するものとする。ただし、福岡市情報公開条例第7条に定める非公開情報（個人情報や法人等の利益を害するおそれがある情報など）を除き、原則公開の対象となる。

### (6) その他

プレゼンテーションは、提出された事業提案書をもとに行うこと。その際、スクリーン、プロジェクターが必要な場合は、事業提案書等の提出時にその旨が記載された書類等を提出すること。

## 12 審査

提出された事業提案書等の内容について、総合的に評価し、最優秀提案者及び次点者等の決定を行うため、プレゼンテーション及び質疑応答等による選定委員会を以下のとおり開催する。

### (1) プレゼンテーション

プレゼンテーションは、事前に提出した事業提案書をもとに当該事業の主担当が行うこと。

(当日の資料の追加・持ち込み等は認めない)

- ・日時：令和3年8月20日（金）（予定）
- ・場所：福岡市役所市庁舎内会議室等（福岡市中央区天神1丁目8番1号）

※詳細の日時及び場所については、対象事業者にEメールで後日通知する。

- ・説明：時間は25分（説明：15分、質疑応答10分）（予定）

### (2) 審査

- ・審議に付する事項は【別紙2】「第12期（令和4年春）福博花しるべ企画運営業務委託 提案競技評価表」をもとに、総合的に評価し、最優秀提案者を決定する。
- ・結果通知は令和3年8月23日（月）（予定）に、すべての提案者にEメールで通知するとともに、最優秀提案者名については、福岡市ホームページ上で公表する。

### (3) 留意事項

- ・プレゼンテーション審査に出席しなかった場合は本提案競技を辞退したものとみなす。
- ・出席者は1社につき3名までの参加とする。
- ・提案競技参加申込者が多数の場合は、事業提案書等による書類審査（1次審査）を実施し、プレゼンテーション審査対象者を選定する場合がある。
- ・書類審査（1次審査）を行う場合、プレゼンテーションの参加対象とならなかった事業者には、審査会前日の17時までに、Eメールにて通知する。書類審査を行わない場合には、特に連絡は行わない。
- ・総合得点の満点の6割を最低基準とし、最低基準点に満たない提案については選定の対象としない。最低基準点を満たす提案者がいない場合は、再公募を行う。
- ・審査結果に関する質問は一切受け付けない。

## 13 失格要件

条件を満たさない提案を行った場合、提出書類に虚偽があった場合、選定委員等に対する不正な行為が認められた場合、または事業推進に必要な手続きを行わない場合は、失格とすることがある。

## 14 その他注意事項

- (1) 提案にかかる費用は、すべて事業者が負担すること。
- (2) 提案において使用する言語及び通貨は、商標及び固有名称を除き日本語並びに日本国通貨に限るものとし、使用する通貨単位は「円」とする。
- (3) 提案の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は事業者が負うこと。
- (4) 本公募要領を、他の目的のために使用することを禁止する。

- (5) 本提案競技は、事業者の選定を目的に実施するもので、必ずしも事業者の提案のとおり事業を実施するものではない。

## 15 契約

### (1) 契約交渉者

- ・選定委員会で決定した最優秀提案者と提案内容をもとに最終的な仕様等を決める協議を行い、業務委託契約の手続きを行う。
- ・選定委員会で決定した最優秀提案者が失格、その他の理由により契約の相手方として決定されなかった場合、次点者を契約交渉者とする。

### (2) 委託内訳書の作成

契約交渉者は、事務局と委託内容について協議を行い、委託内訳書を作成する。

### (3) 契約の締結

実行委員会と契約交渉者は委託内訳書に記載する業務について業務委託契約を締結する。

### (4) 契約上限額

契約上限金額 23,500,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

市の予算の都合より、下記の通り市の会計年度ごとに分けて契約するもの。

A：福博花しるべ企画運営業務（その1）委託 4,600,000 円

B：福博花しるべ企画運営業務（その2）委託 18,900,000 円

※Aは、実行委員会の収入として協賛金 2,240,000 円を見込んだ金額であり、最終的には実際の協賛金収入に応じた事業内容及び事業費等にあわせた契約変更を行う予定。

※第12期（令和4年春）のチューリップ約5万球の球根の入手及び、このうち約1万球についての「一人一花おもてなし花壇」への植え付けについては、実行委員会が別途契約により実施する。

### (5) 契約の時期及び履行期間

A、Bそれぞれの契約時期は、下記を予定している。

A：契約締結協議等が完了した後、速やかに締結。（令和3年9月上旬契約予定）

B：令和4年4月1日に契約を締結。

A、Bそれぞれの履行期間は、下記を予定している。

A：契約締結日～令和4年3月31日

B：令和4年4月1日～令和4年5月31日

※Bの契約は福岡市の令和4年度予算の成立が前提となり、契約額が変更となる場合がある。

### (6) 再契約

契約は単年で行うが、各年度における事業実績が、企画に沿ったものであり、良好な運営がなされていることが実行委員会にて認められた場合は、最長3年間を期限として再契約を行う。なお、2年目以降、事業の実施及び予算については、福岡市の負担金、繰越金、協賛金等により決定する。

## 16 委託における著作権等の権利の取り扱い

- (1) 本委託で制作された制作物（以下、「制作物」という。）に係る複製権、上演権、上映権、公衆送信権、送信可能化権、展示権、頒布権、譲渡権、貸与権及び翻案権は、実行委員会に帰属するものとする。
- (2) 実行委員会は、制作物の一部について差し替え、削除及び追加の必要が生じた場合には、受託者または受託者以外の事業者へ委託し、その改変を行うことができるものとする。
- (3) 実行委員会は、制作物を他の広報物にしようできるものとする。また、実行委員会が認める場合には、受託者は、第三者による映像等の使用を了承するものとし、その際に使用料はかからないものとする。
- (4) (3)の場合において、受託者以外の著作者の許諾が必要な場合には、受託者がその手続きを行うものとする。
- (5) 制作にあたって利用する音楽や人物等の著作権や肖像権等の権利関係に関することは、受託者において処理するものとする。

## 17 新型コロナウイルス感染症等に関する事項

- (1) 事業者は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により「一人一花スプリングフェス」等の集客を目的としたイベントが中止、変更となる可能性があることを承諾すること。
- (2) 「一人一花スプリングフェス」等の集客を目的としたイベントが中止された場合、実行委員会は事業者に対し、当該決定の時点までに事業者が発生した事業費に係る経費を支払うものとする。実行委員会は、事業者に対し、損失補償、損害補償その他名目の如何を問わず一切の責任を負わないものとする。

## 18 添付資料

- (様式 1) 説明会参加申込書
- (様式 2) 提案競技質問書
- (様式 3) 提案競技参加申込書
- (様式 4) 誓約書
- (様式 5) 役員名簿
- (様式 6) 参加辞退届
- (様式 7) 事業収支計画書
- (様式 8) 同種又は類似業務の実績表

## 19 参考資料

【別紙 1】 第 12 期（令和 4 年春）福博花しるべ企画運營業務委託の業務内容

- (参考資料 1) 福博花しるべ構成イメージ
- (参考資料 2) 第 11 期（令和 3 年春）福博花しるべ実施報告書
- (参考資料 3) 第 10 期（令和 2 年春）福博花しるべ実施報告書
- (参考資料 4) 第 9 期（平成 31 年春）福博花しるべ実施報告書
- (参考資料 5) 第 11 期（令和 3 年春）福博花しるべ一人一花スプリングフェス企画会議
- (参考資料 6) 第 11 期（令和 3 年春）福博花しるべ一人一花スプリングフェスチラシ

【別紙 2】 「第 12 期（令和 4 年春）福博花しるべ企画運營業務委託」提案競技評価表

## 19 関連リンク

- ・福博花しるべ ホームページ  
<https://hitori-hitohana.city.fukuoka.lg.jp/hana-shirube/>
- ・一人一花運動 ホームページ  
<https://hitori-hitohana.city.fukuoka.lg.jp/>
- ・一人一花運動 Facebook  
<https://www.facebook.com/fukuoka.hitorihitohana/%95-2031568130461776>
- ・一人一花運動 Instagram  
[https://www.instagram.com/hitori\\_hitohana/?hl=ja](https://www.instagram.com/hitori_hitohana/?hl=ja)
- ・一人一花運動 Twitter  
[https://twitter.com/hitori\\_hitohana?lang=ja](https://twitter.com/hitori_hitohana?lang=ja)
- ・オンライン一人一花サミット ホームページ  
<https://hitorihitohana.online/>
- ・公益財団法人 緑のまちづくり協会 ホームページ  
<https://www.midorimachi.jp/>

## 問い合わせ先・提出先

福博花しるべ実行委員会事務局

(福岡市住宅都市局花とみどりのまち推進部一人一花推進課) 担当：大屋、小山

### 【事務所所在地】

福岡市住宅都市局花とみどりのまち推進部一人一花推進課

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号 福岡市役所4階

T E L : 092-711-4424      F A X : 092-733-5590

E-mail : hitorihitohana.HUPB@city.fukuoka.lg.jp